

地域福祉計画、地域福祉支援計画について

経緯

1 社会福祉基礎構造改革について（平成10年6月：中央社会福祉審議会）

- (1) 改革の必要性
 - ・高齢社会の到来等に伴う福祉需要の増大・多様化
 - ・国民全体の生活安定と自立を支える福祉の役割への期待
 - ・国民一人ひとりが必要とする福祉サービスを的確に提供できる枠組みの確立
- (2) 基本的方向
 - ・利用者と提供者の対等な関係の確立
 - ・地域での総合的な支援
 - ・多様なサービス提供主体の参入促進
 - ・サービスの質と効率性の向上
 - ・透明性の確保
 - ・公平かつ公正な負担
 - ・福祉文化の創造
- (3) 改革の具体的な内容
 - ・社会福祉事業の推進
 - ・質と効率性の確保
 - ・地域福祉の確立

2 社会福祉事業法等の改正（平成12年6月）

- (1) 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
 - ・福祉サービスの利用制度化
 - ・利用者の利益を保護する仕組みの導入
福祉サービス利用援助事業
苦情解決制度 など
- (2) 福祉サービスの質の向上
 - ・自己評価の促進
 - ・事業の透明性の確保
 - ・サービスを支える人材の養成・確保
- (3) 社会福祉事業の充実・活性化
 - ・社会福祉事業の範囲の拡充
 - ・社会福祉法人の設立要件の緩和
 - ・社会福祉法人の運営の弾力化
- (4) 地域福祉の推進
 - ・地域福祉計画の策定（平成15年4月1日施行）
 - ・知的障害者福祉等に関する事務の委譲
 - ・社会福祉協議会、民生委員等の活性化

3 社会福祉法（旧社会福祉事業法）の改正

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉計画の概要

1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- (1) 地域における福祉サービスの目標の提示
 - ・ ニーズ調査、必要とされるサービスの量の調査、提供されているサービスの点検
 - ・ 福祉サービスの確保の緊急性や目標量の設定
- (2) 目標達成のための戦略
 - ・ 住民に対する情報提供・相談支援体制の整備
 - ・ 要支援者がサービスを利用できるようにするための仕組みの確立
 - ・ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の選択の確保
 - ・ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- (3) 利用者の権利擁護、苦情解決など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- (1) 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進、公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- (2) 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- (1) 地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等の社会福祉活動への支援
 - ・ 情報提供、知識・技術の習得の支援、活動拠点の支援
 - ・ 住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- (2) 住民等による問題・関心の共有化、地域福祉推進への主体的参加の促進
- (3) 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉支援計画の概要

1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

- (1) 市町村の地域福祉の推進・計画の策定・実施・評価に向けた支援
- (2) 市町村が実施する広域事業に対する支援
- (3) 県内の福祉サービスに関する情報の収集・提供システムの構築

2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

- (1) 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・ 社会福祉従事者を確保するための養成研修
 - ・ 社会福祉従事者の知識、技術向上のための研修

3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- (1) 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制・供給体制の確立のための基盤整備の促進等
 - ・ 社会福祉法人、NPO 等、民間事業者等への経営指導方策
 - ・ サービスの質の評価等の実施方策
 - ・ 広域的事業・専門性が高い事業の情報提供、相談体制の確保
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

「山梨県地域福祉支援計画」骨子（案）

はじめに

1) 変動する社会情勢と新たな社会問題

急速な少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化などによって、地域社会が従来培ってきた相互扶助機能が弱体化する中で、介護や子育て、障害を持つ人などへの支援は、これまで以上に求められています。また、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、家庭内暴力や虐待、自殺などが、新たな社会問題となっています。

一方、ボランティア活動が地域に定着し、NPO法人なども組織されるなど、福祉分野での様々な地域づくりの取り組みがなされています。

2) 地域福祉の推進

これからの社会福祉の目標は、限られた範囲の保護や救済だけに留まらず、だれもが人としての尊厳を持って、安心して暮らすことのできる社会の実現です。

国においては、平成10年の中央社会福祉審議会において、「社会福祉基礎構造改革」が打ち出され、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度など、従来の体制・制度についての見直しが行われ、措置から支援費へ、サービスの評価による質の向上など、いくつかの重点項目がある中で、「地域福祉の推進」が掲げられました。そして、平成12年6月、従来の社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正され、その基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が条文化されました。

また、地域福祉推進の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者」の三者を挙げ、互いに連携・協力しあうことが、地域福祉の理念を具現化するための第一歩であるとししました（第4条）。そして、こうした地域福祉推進の方策として、市町村には「地域福祉計画」（第107条）、都道府県には「地域福祉支援計画」（108条）の策定が求められています。

このため、県は、市町村の地域福祉の推進を図るため、山梨県地域福祉支援計画を策定するものです。

第1章 計画の性格

1) 計画の根拠

この計画は、社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画として策定するものです。

2) 関係各種計画との関連

この計画は、福祉分野の個別計画である「健康長寿やまなしプラン」、「やまなしエンゼルプラン」（改訂中）、「やまなし障害者プラン」（改訂中）等の関連計画と整合性を図ったうえで、策定し実行するものです。

3) 市町村地域福祉計画の策定・実行支援

地域福祉の推進を図るためには、基礎自治体である市町村がまず中心となります。この計画は、広域の見地に立ちながら、市町村地域福祉計画の自主的かつ積極的な策定・実行を支援します。

第2章 基本理念

「県民だれもが、地域で自分の生き方を選び、安心して生活ができるよう、自治体や関係団体、企業やNPO、ボランティアなど、身近なところから、必要に応じてサービスが提供される、福祉社会の実現」

第3章 基本目標

1) 地域福祉を支える人づくりへの支援

それぞれの地域において、多様化する福祉ニーズに応えていくために、専門的な知識や技能を持った人材の確保と養成を支援します。また、県民の福祉に対する意識の向上を目指し、普及啓発に努めます。

2) 住民参加と協働による共に生きる社会づくりへの支援

各市町村において、地域住民が主体的に地域福祉の推進に取り組み、公民協働のもとで、共に生きる社会づくりを実現できるよう支援します。

3) 利用者主体のサービス実現への支援

利用者サイドに立って、利用者の生活課題を総合的かつ継続的にとらえ、制度や種別、実施主体の相違などを超えて、本人にとって最も適切なサービスを的確に提供することのできるシステムの整備を支援します。

第4章 支援施策の内容

1) 福祉の心の醸成

福祉教育の推進

福祉ボランティア活動の普及啓発

2) 社会福祉事業に従事する人材の確保と資質の向上

有資格のヘルパー、ケアマネージャー、社会福祉士、介護福祉士などの養成、
実務研修の充実

福祉人材センターの充実

3) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針と体制づくり

「市町村地域福祉計画」の策定支援（ガイドライン、研修会 外）

ふれあいのまちづくり、ボランティアのまちづくりへの支援

地域住民、ボランティア団体、NPO法人の福祉活動への支援

福祉関連情報の提供体制の充実（ホームページなど）

4) 共に生きるまちづくりの推進

バリアフリーのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの生活環境づくりの推進

社会福祉施設の整備

高齢者や障害者の生活支援・就労支援

高齢者や障害者の社会参加の促進

子育て家庭、介護家族への支援

防災・防犯対策の推進

5) 利用者主体の福祉サービスの推進

地域福祉権利擁護事業の利用促進

福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスの第三者評価事業の実施

福祉サービスのネットワーク化の推進

6) 現在施策に位置づけられていない、福祉的支援や福祉ニーズに関して、関係

機関等による、対応策や施策化の検討と具体化

7) 市町村が実施する事業に対する県の支援（市町村との協議によって施策化）

第5章 計画の推進

1) 計画期間

平成16年度から平成20年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

2) 圏域の設定と支援体制

既存計画との整合性を図る観点から、圏域を設定する場合は、5区域（峡中、峡東、峡南、峡北、富士北麓東部）8圏域（甲府、峡西、東山梨、東八代、峡南、峡北、富士北麓、東部）を基本と考えますが、市町村合併の動向等を十分見極めながら設定します。そして、各地域振興局健康福祉部を中心とした市町村の支援体制の整備を図り、市町村間の広域的調整や情報提供、技術的助言などを行います。

3) 計画の進行管理

計画が着実に実施されるためには、各市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえるとともに、市町村や、県社会福祉審議会などの関係団体の意見も聞きながら、計画の進行管理を行っていきます。

4) 関係団体の役割

県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、社会福祉法によって地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられています。県内の民間福祉活動の中核的組織として、「地域福祉活動計画」策定に係る市町村社会福祉協議会の指導や連絡調整はもとより、地域福祉支援計画策定への参画、行政サイドと連携した市町村への支援、過去のノウハウをもとに、住民参加の促進や地域における福祉人材の育成など、主として技術面において計画の推進に大きく寄与することが期待されます。

また、平成16年度からは、（財）山梨県ともしび基金を統合することから、助成事業を通じて民間の福祉ボランティア活動の推進に果たす役割は、大きいものがあります。

共同募金会

共同募金会も社会福祉法によって位置づけがなされており、地域福祉の貴重な財源としての募金の配分とともに、募金活動の展開を通じて、県民への福祉

活動への理解と参加を啓発することが引き続き期待されます。

県ボランティアセンター

行政から民間まで幅広いネットワークを持ち、住民とも直接つながりがあるなど、ボランティアセンターのこれからの地域福祉における役割は益々重要となっています。県ボランティアセンターは、県内全域のボランティアの連携の場であると同時に、地域にボランティア活動の種をまき、住民参加のきっかけづくりやマンパワーの養成に貢献することが期待されます。

企業

介護保険制度や支援費制度の実施に伴い、福祉の分野においても民間企業の参入が進み、介護サービス事業の中核をなすに至るなど、企業の果たす役割はますます大きくなるものと考えられます。また、地域社会の一員として、地域活動への積極的な参加も期待されます。

各種団体

高齢者、障害者、児童などの分野における福祉関係団体やNPOについてもその専門的ノウハウや人材を活かして、積極的に地域の福祉活動に取り組み、地域を支えていくことが期待されます。

